

京都地裁、昭三五(行)第一二号、三七・五・二・判決
判 決

原 告 Y1
被 告 京都府地方労働委員会

右当事者間の当庁昭和三五年(行)第一二号不当労働行為救済命令取消請求事件につき、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

被告が、申立人日本中央競馬関西馬丁労働組合、被申立人原告間の京労委昭和三四年(不)第二二号救済申立事件につき、昭和三五年一月一八日付でなした別紙第一の命令のうち第一項を取消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

事 実

第一、双方の申立

原告訴訟代理人は主文第一、二項同旨の判決を求め、被告訴訟代理人らは「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求めた。

第二、双方の主張

原告訴訟代理人は請求の原因として次のとおり述べた。

一、原告は日本中央競馬会京都競馬場に所属する調教師であって、調教師とは馬主を勧誘して競走馬を購入せしめ、これを管理調教して生計を立てている者で、競馬会より厩舎を借受け、馬主よりの預託馬の頭数に応じて馬丁を雇用する事業主の立場にある者であるが原告は昭和三四年秋頃日本中央競馬関西馬丁労働組合に属する馬丁の X1、X2、X3、X4、X5 の五名のほか、同組合に加入していない馬丁四名騎手二名を使用していた。

二、(一) 前記組合(以下組合と略称する)は、昭和三四年一月二九日ベースアップその他の要求のため、午前六時から午後四時までの間ストライキを行ない、原告厩舎の前記五名の組合員もこれに参加した。

(二) 原告は同年一二月一日、右 X1(以下 X1 と略称する)からその担当馬であったガイダーネルをとりあげ、これを訴外 Z2 馬丁に担当換し、また、同三五年一月一二、三日頃 X1 の他の担当馬であったヒエイザンも馬主により他に売却され、同人の担当馬がなくなったので同月一六日同人に休職を命じた。

三、前記組合は、昭和三四年一二月二六日付で、原告の X1 に対する前項の行為その他原告の右スト後の他の者に対してなした行為を不当労働行為であるとして、被救済者を前記 X1、X2、X3 の三名に指定し(X3 については後日これを取下げた)被告に対し救済命令を求めた。

四、被告は原告の X1 に対する右処置について別紙第二のとおり事実認定をし同第三記載のとおり判断をして、右申立に対し別紙第一第一項の如き救済命令(主文)を發した。

五、しかし、右救済命令には次の如き違法がある。

(一) 被告は、X1 がストライキ解除後の午後五時頃、原告厩舎へ行ったと認定しているが、X1 は全然その日は厩舎に顔をみせていない。

(二) 右以外の別紙第二記載の被告の認定事実は原告においてこれを争わない。そして、被告は、右の如く、「原告が馬主 Z1 の激怒に対し、「今の時代にはこれは労働者に与えられた権利であるからしようがない」とか「体裁が悪いので来ないのでせうが午後八時の水と投草をやる時間には来るでせう」といったりして Z1 をなだめ、(第二の(三))、又原告が名刺に書いた文言をみてわざわざ Z1 を訪れ「X1 にはよくいってきかせるし、またガイドナーネルは X1 が持ちなれている馬だから、同人に持たす方が一番よいのでそのまま持たしてやってくれ」と頼んでやったりした事実(同(六))」を認定し、また別紙第三の判断中においても「スト解除直後のこの程度の不就業に対し、その持馬を取上げるほどの重大なる措置をもって望むことは甚しく酷であって、被申立人自身もそこまでの意図を有しなかったことは、前記認定により明かである(別紙第三(一)の1前半)」としながら、結論において、「原告が「馬主の意を体して、X1 よりガイドナーネルを取上げたことは馬主の意図に藉口して正当なる組合活動に対する報復をしたものと認められる。」と判断した(同1後半)。原告は右認定事実の下においてどうして右の如き判断が下されるのか不可解である。蓋し、被告認定の如く、原告は馬主 Z1 をなだめるのに再三の努力を重ねたが、馬主がガイドナーネルを他に売却したり、他の厩舎に預けたりしたときは(これは馬主の自由である)、X1 がガイドナーネルを失うに至ることは同一であると考えて、馬主に対する説得をあきらめる昭和三四年一日 X1 からガイドナーネルを取上げ、当時一頭持であった Z2 に持替えさせたのであり、決して X1 の組合活動を嫌忌しておったため、馬主 Z1 の要求に便乗し、これに藉口して X1 からガイドナーネルを取上げたのではないからである。

よって、原告が前記のように馬主 Z1 をなだめるのに努力を重ねていることを認定しておくにもかかわらずなおかつ、原告の不当労働行為意思を認定した被告の判断は不当である。

(三) X1 よりのガイドナーネル取上げにつき、原告に不当労働行為意思はなかった。元来、不当労働行為が成立するためには不当労働行為意思が使用者に存在することを要することは勿論であるが、本件においては原告にその意思が存在しなかったことは明白である。

而して本件は第三者の不当な要求があつて、使用者においてもこの要求に便乗して日頃から嫌忌する労働者に対し不当労働行為をする場合にもあたらない。馬主 Z1 が原告に対し申し向けた「スト参加者には自己の所有する馬を持たせない」ということそれ自体が、かりに反組合的なもので労働組合法の期待するものに背馳するとしても(同人は馬丁に対する使用者でないから同人に不当労働行為が成立しないことはいうまでもない)、原告は Z1 に対し単にその翻意を促した程度でなく再三同人に面会し「今の時代にこれは労働者に与えられた権利であるからしようがない」、「X1 にはよくいってきかせるしまたガイドナーネルは X1 が持ちなれている馬だから同人に持たす方が一番よいのでそのまま持たせてやってくれ」等 Z1 をなだめる努力を重ねてきているのである。このような事情からどう

して原告の不当労働行為意思が認定できるのであろうか。この様な Z1 の不法な要求に対し、原告は極力抵抗し、Z1 をなだめ、Z1 をして労働組合法の期待に背馳せしめぬ様に努力したものの、これ以上頑張れば、Z1 が原告との間の預託契約を解除することは明らかで、そうすれば X1 がガイドーネルを失うのみならず、調教師たる原告までガイドーネルを失い厩舎全体とすれば損失であると判断し、やむを得ないと考えて、X1 からガイドーネルを取上げ、これを原告厩舎の馬丁 Z2 に持たせ、厩舎から馬の減少を防止したのである。原告がこのような万やむを得ないと判断して為したこの様な行為が、どうして正当防衛又は緊急避難に類する処置として、期待可能性なしとの理論から許されないのであろうか。

(四) 被告は、別紙第三(一)の 2 のとおり、原告が「X1 の持馬を引上げた以後当時被申立人に雇用せられていた五名の組合員のうち二名は組合を脱退し X1 を含め三名が転厩した。その結果一名の組合員もいない事実を総合すれば、被申立人が X1 の持馬を取上げた行為は、被申立人厩舎における組合員壊滅の因をなした」と断じている。しかしこれら五名の者、即ち被告が組合脱退者とする X4、X5 の二名同転厩者とする X1、X2、X3 の三名の、組合脱退や転厩をした真の理由は次の如きものであって、原告としては如何ともなし難いものであったのである。すなわち、

- (1) X4 は被告の認定にかかわらず、組合を脱退していない。この事実は、昭和三五年度夏期手当支給や年末一時金支給のため、組合から調教師会に提出せられた組合員名簿の中に、同人の氏名が記載されていることから明らかである。
- (2) X5 は騎手候補であり、組合加入の資格を有していないのであるが、同人は野球が上手であったので、組合が野球部を編成する際、組合費はいらぬから組合に入って野球部員になってくれといわれて、昭和三四年一〇月に加入し三ヶ月程組合費を納めた。しかし年末になって騎手候補には年末一時金が支給されないことが判ったので、組合を脱退した。要するに貰えもしない年末一時金を貰える様にいうて組合加入をすすめた組合幹部に対する不信が脱退の理由なのである。
- (3) X1 については被告認定のとおりである。
- (4) X2 は昭和三四年二月頃から二頭持っていたが、同人は馬丁としての成績はわるく、馬の手入がよくなかったので同年九月頃から一頭持にせられていた。同人の持馬として残ったチエハタは以前から足が少しはれていたが、ストの前日である同年十一月二十八日行なわれた障害レースに出場して足の裏にひどい怪我をしたためその治療回復に約一年かかる見込であったので、馬主は同年一二月二四、五日頃チエハタを売却した。その結果同人は持馬がなくなり、翌三五年一月一日休職となり、その後五月一日に中京競馬所属の Z3 調教師に馬丁として雇用されたので、同日付で正式に原告厩舎を退職した。
- (5) X3 は、持馬であったコウエイを、昭和三四年一〇月二九日馬主が売却したので持馬がなくなり、同年一二月三日付で休職になった。

原告との間に新しい馬が入ったら復職させるとの約束があったが、二ヶ月たっても新しい馬が入らなかったので、翌三五年三月一日付で中京競馬場 Z4 調教師に雇用され、原告厩舎を同日付で退職するに至ったのである。

右の如く、X4 は組合を脱退しておらず、その他の四名については夫々組合脱退や転厩の首肯すべき理由があるのであって、これらは何れも原告が X1 からガイドーネルを取上げた行為と無関係な即ち因果関係のないものである。

而して、組合から不当労働行為であるとの理由で、その救済を最後まで申立てられたのは、X2、X1 の両名にすぎず、しかも被告は原告がガイドーネルを X1 から取上げた事実だけを取上げて「正当なる組合活動に対する報復をしたものと認められる」とし、ヒエイザンが売却せられたことによる X1 の休職・退職を別に問題にしていないし、また、X2 についても、持馬取上げを不当労働行為とする組合の申立を棄却しているのである。

然らば、被告の前記判断は不当であり、従ってまた、被告が「被申立人(原告)が X1 の持馬を取上げた行為は、被申立人厩舎における組合員壊滅の因をなし、ひいては組合の運営に影響をおよぼしたことが明かであるから、被申立人の右行為は労働組合法第七条第三号に該当する支配介入であると断ぜざるを得ない」と判断したのは、明らかに論理の飛躍であって、不当である。

六、 前記のとおり、被告のなした救済命令にはその基礎たる事実認定及び法律判断に違法があるから、原告はその取消を求めるため本訴請求に及んだ。被告訴訟代理人らは請求の原因に対する答弁として次のとおりのべた。

- 一、 第一項中、原告の被使用者として、非組合員である馬丁四名・騎手二名がいたこと及び X5 が馬丁であったことを争い、他を認める。
- 二、 第二ないし第四項をすべて認める。
- 三、 第五項中、(一)を争う。

かりに原告主張の如く、X1 がスト解除後当日全然厩舎に顔をみせなかったとしても、本件不当労働行為の成否になんらの影響を及ぼすものではない。蓋し、当日のストは特に午前六時から午後四時までと予め時間を限定して行われたものではなく、組合の方針としてはその日は午前三時の飼付を実施した後は一日中就労しないということであったこと及び、当時組合員であった五名の馬丁は当日スト解除後飼付に来なかったと原告自身被告委員会で証言しておりながら、X1 を除く四名に対しては何らの問責をなしていないことからみて、スト解除後直ちに就労することが困難な事情が窺えるのみならず、原告は必ずしもかかる不就労を責め、これがために X1 より馬を取上げたのではないことが認められる。

右のようなスト解除後の X1 の不就労によりガイドーネルに何らかの明確なる支障を来たしたことも認められない以上 X1 に対し、その持馬を取り上げるほどの重大な措置をもって望むことは甚だしく酷であるといえる。然るに原告が右の措置に出たのは、究極的には X1 がスト解除後も就労しなかったからではなく、ストに参加しなかった馬丁に馬を持ちかえさせるため、換言すれば、ストに参加した者から馬を取上げるためであったというべきである。すなわち X1 より馬の取上げは同人の組合活動をその原因とするものであったといえる。

四、 同(二)中被告が原告主張の如き認定判断をしたことは争わないが、その他の原告主張事実は争う。

被告が、原告に不当労働行為意思があると認めた所以は、原告が馬主 Z1 の不当

労働行為意思をうけて、之を実行したことにある。

- (一) まず、右 Z1 に不当労働行為意思のあったことは、同人が原告に対し「ストライキをやるなんてけしからん、これからストライキに参加するような者には馬を持たされない」とか、「ガイドナーネルの馬丁として、ストライキに参加しない者を強く要望する」等申向けて、X1 から原告がガイドナーネルを取上げるよう要請していることにより認められる。
- (二) 原告が右 Z1 の意思を受けて、X1 の持馬をとりあげたということは、(1)組合が設立された当時(昭和三二年一二月頃)、原告は組合に対する支配介入を理由に、被告より不当労働行為を認定されており(京労委昭和三三年(不)第二号京都競馬事件)その当時の経験に徴し、原告は Z1 の前記要望に従えば、必然的に不当労働行為になること(2)を知悉していたと認められることガイドナーネルが原告厩舎から引上げられても、原告の業務経営が崩壊するというような事態は全然存在していなかったこと(3)Z1 に対する原告の説得は、消極的なものであって、決して X1 のために純粋に好意的な弁護をしたものと認められないこと、を総合して認められる。

五、 同(三)を争う。

前記の如く、原告厩舎からガイドナーネルが引上げられても、原告の業務経営が崩壊するということがなかった以上、如何に Z1 の要請があり、これに従わなければ、原告が不利な結果を招くことが明らかであったにしても、原告としては、Z1 の要請に従うべきではなく、これこそ労組法が使用者たる原告に期待するところである。

六、 同(四)のうち、(2)は不知。(3)ないし(5)を認め、その余を争う。

かりに、原告主張の如く、X1 からガイドナーネルを取上げた行為と、他の組合員が組合を脱退したり、転厩したこととの間に、因果関係がないとしても、被告の別紙第三記載の判断を左右するものではない。蓋し、元来 X1 からガイドナーネルを取上げた行為は労組法第七条第一号に該当する不利益取扱であるが、これは同時に同法第七条第三号の支配介入にも該当するものであること及び、右支配介入の成立には、組合活動上の実害の発生、あるいは使用者の行為による影響ないし結果の発生が、必ずしも必要でないからである。

第三、 当事者の立証

原告訴訟代理人は、甲第一号証・同第二号証の一及び二を提出し、証人 X5・同 Z5・同 Z6 の各証言、並びに原告本人尋問の結果をそれぞれ援用し、乙号証はすべてその成立を認め、

被告訴訟代理人は、乙第一号証の一ないし四五・同第二号証の一ないし一一・同第三号証・同第四号証の一ないし四を提出し、証人 Z7・同 X1 の各証言の結果を援用し、甲第一号証の成立を認め、同第二号証の一、二はいづれも不知とのべた。

理 由

第一、 組合活動及び不利益処分存否

訴外日本中央競馬関西馬丁労働組合が、昭和三四年一一月一九日の午前六時から午後四時までの間、ベースアップその他の要求のため、ストライキ(以下単にストという)を行ったこと、このストに原告の被使用者で、当時同組合に加入していた訴外 X1

・同 X2・同 X3・同 X4・同 X5 の五名が参加したこと、同年一二月一日原告は X1 からその担当馬であったガイドーネルをとりあげ、これを原告厩舎の訴外 Z2 馬丁に担当させたことは当事者間に争がなく、成立に争のない乙第一号の二六(一部)によると、馬丁の給料は昭和三四年二月まではその持馬の頭数にかかわらず同じであったが、同年三月から組合の申入により持馬の頭数によって本人給に差額を生ずるようになり、X1 はガイドーネルを取上げられたことにより減収となり不利益を蒙ったことが認められる。

第二、 組合活動(右スト)と不利益な処分(X1 からガイドーネルを取上げること)との間に因果関係があるかどうか。

そこで、X1 がいかなる組合活動を行ない、右処分がいかなる経過をたどって行われたかを考察する。

二、 成立に争のない甲第一号証、乙第一号証の一五(一部)・同号証の二一・同号証の二六・乙第二号証の四・証人 X1・同 Z6・同 X5・同 Z5 の各証言及び原告本人尋問の結果を総合すると次の事実を認めることができる。

(一) X1 は、昭和三二年一〇月一日原告に馬丁として雇われ、同三五年一月一六日休職になり、同年六月二〇日原告厩舎を退職したのであるが、スト当時における同人の担当馬はガイドーネルとヒエイザンの二頭であった。

(二) X1 は同三四年四月組合に加入し、右退職のときまで、常に平組合員であり、特に目立った組合活動もせず、右ストのときには拡声機係を担当していた。

(三) さきに説示したとおり、ストは当日午後四時に終了したのであるが、X1 は、拡声機係として命令伝達施設を担当していたのであるから、スト解除の指令も、その発令直後にこれを了知していたものと推認せられるのである。ところでスト当時、Y1 厩舎では、飼付の時刻を、午前三時半、一一時、午後五時と定められており、なお午後八時には、水と投草を与えるという定めであった。しかるに X1 は、スト解除後も終日厩舎に戻らず、午後五時の飼付及び午後八時の水飼、投草を怠った。

(四) スト当日の午後四時頃、原告厩舎を訪ねたガイドーネルの馬主 Z1(以下 Z1 と略称する)は X1 がストに参加していることについて大変憤慨し、原告や訴外 Z5 騎手に対し、ストに参加する馬丁には自分の馬を担当させられないという趣旨のことをのべたので、原告は「今の時代にはストライキに参加することは労働者の権利であるからやむを得ない」旨いうて Z1 をなだめた。ところが、スト解除後夕飼の時刻になっても、原告厩舎の前記五名のスト参加者が飼付に来なかったので、原告は組合に未加入の馬丁や騎手を指図して、右五名のものの各担当馬に飼付をした。これを目撃していた Z1 は原告に対し「他の厩舎では、ストが終ると厩舎に来て働いておるのに、原告厩舎では一人も来ない」旨いうて再び怒ったが、原告は「体裁が悪いから来ないのだろうが、午後八時には水と投草をやりに来るだろう」旨いうてなだめたので、Z1 は再び気嫌をなおして帰宅した。

(五) 翌三〇日の原告不在中に、Z1 は原告方を訪ね、女中から原告厩舎のストに参加した前記五名は、夜八時のいわゆる水飼のときにも厩舎に来なかったと聞いて、憤慨し自己の名刺の裏に「ガイドーネル馬丁が今回のストに参加したのは止むを

得ないが飼付をしなかった由、是れは生物を持つ馬主としては絶体容赦出来ない事であるから一刻も早く真面目な馬丁に持替させて呉れ、若し貴殿が其れを出来なければ他の厩舎へ移すか売却するか何れかの方法を取るから善処の上至急返事を御知らせ下さい、十一月三十日」と記載し、これを原告に交付するよう託した。

- (六) その後帰宅して右名刺の記載をみた原告は、即刻 Z1 を訪ね、同人に翻意を促し、X1 に従来通りガイドネルを担当させることに同意するよう説得を試みたが、同人はあくまでも X1 にガイドネルの担当をやめさせるように要請し、もし原告がこの要請に応じなければ、ガイドネルを他の厩舎に預託替えするか売却する旨という意思をまげなかったので、遂に原告は、もし Z1 の要請に従わねば、X1 はガイドネルを失うばかりか原告も将来 Z1 から馬を預託されなくなって損失を蒙ること大なるものがあると考えて、Z1 の右要請を容れ、同年一月一日ガイドネルを向井から非組合員の Z2 馬丁に担当替した。

右のとおり認めることができ、右認定に反する、前頭乙第一号証の一五及び証人 X1 の証言の各一部は、措信しない。

- 二、してみると、Z1 が原告をして、X1 にガイドネルの担当をやめさせるよう要請した理由は、X1 がストに参加したこと自体にあったのではなく、同人がストが終わったのにも拘らず生物であるガイドネルに飼付、水飼、投草をしなかったことにあるというべきであり、原告もまた、Z1 の右要請を道理にかなない、それ故にこそ抗し難いものと認めて X1 にガイドネルの担当をやめさせたものというべきである。もつとも、

- (一) 前掲乙第一号証の二六(原告本人の被告委員会における陳述要旨)中には、原告が Z1 の名刺を見て Z1 に翻意を求めに行った際にもなお、Z1 が、ガイドネルの担当馬丁は「ストに参加しなかった馬丁ならよい」と言った旨の記載が存するけれども、右記載が原告の陳述のとおりを録取したものであるかどうかについては、原告本人尋問の結果に照して疑なきを得ないのみでなく、仮に右記載が原告の陳述のとおりを録取したものであるとしても、Z1 の右発言は、Y1 厩舎のスト参加者が全員夕飼、水飼を怠ったこと及び Z1 において当時既に右事実を了知していたことからすれば、「夕飼、水飼を怠るような馬丁では困る」という発言と同義と解するのが相当であり、したがって Z1 の右発言をもって同人が原告をして、スト参加の故に X1 のガイドネル担当を解くことを要請し、原告もまた、これに応じてスト参加の故に、X1 のガイドネル担当を解いたと解すべきではない。X1 に代わってガイドネルを担当することを命ぜられた Z2 馬丁が非組合員であることも、組合員全員がスト終了後の夕飼、水飼を怠り、そのことを Z1 が知っていたことからすれば、前認定の反証とはならない。

- (二) また原告本人尋問の結果によると原告は、従来馬丁が一回飼付を怠っても、直ちにその馬丁から担当馬を取上げることはしなかったことが認められるけれども、同時に、馬丁に対するさような態度は、馬主に飼付の懈怠を知られない場合にのみとり得る態度であることが窺われるのであるから、本件の場合のように飼付の懈怠を馬主に知られて強く責められた以上、その懈怠がスト終了後の職場復帰の遅怠によるものであれ、それ以外の原因によるものであれ等しく、その馬丁

から担当馬を取上げざるを得ないはめになるものと解せられるのであって、平素一回位の飼付懈怠が担当馬取上げの原因とならないのに、本件の場合には取上げの原因となったからといって、そのことだけでスト参加と担当馬取上げとの間に因果関係があるとする事はできない。

(三) また、成立に争のない乙第二号証の四及び原告本人尋問の結果によると、原告は、昭和三三年四月一日付で、被告委員会から、日本中央競馬関西馬丁労働組合に対する支配介入をなしたとして文書の掲示を命ぜられたことがあることを肯認し得るけれども、このことをもってしても前認定を覆えすに足りない。

三、 してみると、原告が X1 をガイドナーネルの担当をやめさせた原因は、同人がストに参加して正当な組合活動をなしたことにあるとは認め難く、したがって原告が X1 をしてガイドナーネルの担当を解いた行為は、不当労働行為にはならない。

よって、右の点を看過して、原告の右行為を労働組合法第七条第三号の不当労働行為に該当するものと認めて、被告がなした別紙第一第一項の救済命令は、爾余の判断をなすまでもなく失当であるから、これを取消すこととし訴訟費用につき民事訴訟法第八九条を適用して主文のとおり判決する。